

東京海洋大学研究データ管理・利活用ポリシー解説

令和 6 年 12 月 24 日
研究戦略委員会決定

本解説は、東京海洋大学研究データ管理・利活用ポリシーについて、その内容を補足するものである。

（定義）

本ポリシーにおける「研究データ」は研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報と定義し、本学が組織の管理を目的として収集した情報は含まれない。ただし、当該情報を研究者が研究活動で利用して生成した研究データは、本ポリシーの「研究データ」に該当するものとする。

（原則）

本学は、研究者によって収集または生成された研究データの管理・保存とアクセスする権利を、原則、研究者が有することを認める。ただし、関連諸法令、指針、規則及び契約等により、収集または生成されたデータの帰属や、研究データの収集・生成時に何等かの制限が課される場合はその限りではなく、注意が必要となる。

（管理・保存）

研究分野によって研究データの取り扱いは異なるため、研究者は、研究分野の特性を踏まえたうえで、関連諸法令、指針、本学が定める規則、資金配分機関や協働する機関との契約、各研究分野において要求される倫理的要件等を遵守する必要がある。また、研究データにどのような管理・保存が求められているかを理解した上で、適切な手順を定め、実行して、研究データの管理・保存を推進していく必要がある。

（利活用）

どのような研究データを蓄積して利活用に結び付けるかは、研究分野の特性を考慮したうえで、関連諸法令、指針、本学が定める規則、資金配分機関や協働する機関との契約、各研究分野において要求される倫理的要件等を考慮した判断が必要である。研究データの利活用の区分として、個人で利用する非公開のデータ、限定的な関係者で共有するデータ、公開するデータがある。データを破棄せず管理対象とするか、どのような区分で管理・保管・利活用を推進していくかは、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき研究者が区分する。

（管理・保存・利活用の支援）

研究者が研究データの管理・保存・利活用を推進するため、本学は、例えば、下記のような支援を行う。

- ・研究データ管理・保存・利活用に関する情報を Web サイト等で発信
- ・研究者が研究データ管理・公開・利活用を行うにあたって参照すべき具体的なガイドライン等の作成
- ・研究データ管理に係る情報基盤の整備（データストレージ等）
- ・研究データ公開のための環境整備（機関リポジトリ等）
- ・研究データの管理に係る情報の収集及びその提供
- ・研究データの管理に係る研修等の企画・実施

(その他)

本学においてデータの管理・保存・利活用を実施する場合、当該分野や研究データの特性に合わせて、必要に応じ、管理・保存・利活用の方針・手順の詳細や規則を定めるものとする。また、研究データの管理・利活用のあり方は、社会情勢、社会・経済システム、学術の進展状況の変化により大きな影響を受け、また、関連諸法令の改正なども行われるため、本学が定めた方針や規則などは、適宜見直しを図ることが必要となる。本学は、方針・手順の詳細や規則の制定、および、各種の見直しを必要に応じて検討する。

本ポリシーは研究データの適切な管理・保存・利活用を目的としている。研究データのコンプライアンスなどに関しては、本学がすでに定めている規則、例えば下記に示した規則なども遵守することが必要になる。

- ・ 国立大学法人東京海洋大学における研究インテグリティの確保に関する規則
- ・ 国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応等に関する規則
- ・ 国立大学法人東京海洋大学安全保障輸出管理規則
- ・ 国立大学法人東京海洋大学遺伝子組換え実験等安全管理規則
- ・ 東京海洋大学病原体等安全管理規則
- ・ 東京海洋大学動物実験等取扱規則
- ・ 東京海洋大学における人を対象とする生命科学・医学系研究の実施に関する規則
- ・ 国立大学法人東京海洋大学受託研究取扱規則
- ・ 国立大学法人東京海洋大学共同研究取扱規則
- ・ 国立大学法人東京海洋大学技術指導取扱規則
- ・ 東京海洋大学職務発明等規則
- ・ 東京海洋大学研究成果物等取扱規則
- ・ 国立大学法人東京海洋大学個人情報保護規則
- ・ 国立大学法人東京海洋大学公益通報者保護規則
- ・ 東京海洋大学情報システム運用・管理規則
- ・ 東京海洋大学情報セキュリティポリシー
- ・ 東京海洋大学オープンアクセス方針

【用語解説】

「研究データ」

- ・ 形態としてデジタル・非デジタルを問わず、数値、画像、テキスト、有体物など、あらゆる形態を含める。
- ・ 研究データを説明する資料、メタ情報、研究データの収集条件も研究データに含める。
- ・ 研究成果が有体物の場合、その有体物を説明するために付随するメタ情報が、その有体物と一対を成して研究データとしての管理対象となる。
- ・ すでに存在する一次的な研究データを加工・解釈した二次データ、統計解析の結果、当該研究データにかかる数理モデルその他のプログラムも研究データとして取り扱う。その際、その一次的な研究データの信頼性を担保するメタ情報も必要となる。
- ・ 本ポリシーが対象とする研究データには、研究全体の成果物である著作物（論文や講演資料等）を含まない。

「本学研究者」

- ・ 本学に雇用されており、研究に従事している役員及び教職員。
- ・ 本学の研究者の指導の下で研究活動を実施している学生・研究員（ポストドクターを含む）。
- ・ 他大学、民間企業又はその他の機関に所属し、共同研究等により本学において研究活動

実施している者で、それらの者が所属する機関等と協議し、本ポリシーの「本学研究者」の適用対象となる者。

- ・その他、本学で研究活動を実施していると本学が判断する者。

以上